

租界の經濟的發展とその意義

太田英一

前　　言

從來租界に關して發表された言論の多くは、國際法或は外交の見地からなされたものである。併し、租界の重要性は條約や協定に基く特殊な政治關係にあると同時に經濟にあると惟ふ。茲に、極めて概略乍ら、租界生成の事情を回顧し、その經濟的發展を助けた諸條件を究明し、その支那經濟に於ける意義に關して若干の考察を加へんとする所以である。

各地租界の相違　租界は既に問題を生じた上海・天津・鼓浪嶼の外に、漢口・廣東などにもある。一口に租界と呼んでゐるが、その内容をなす此等各地の租界の性質や實力は相異なる。先づ、その所在地の如何に依つて相違が認められる。同じく揚子江でも、その入口に控へた上海租界と中流にある漢口租界では、行政的規模や經濟的實力に甚しき懸隔を示してゐる。北支の海河の中流にある天津の租界、厦門灣上の小島にある鼓浪嶼租界、南支の珠江の三角洲に

ある廣東租界等、各々その地理的環境に依つて受くる影響を異にし、政治經濟的實力に大小の差を示してゐる。次に、之を管理經營する國の如何に依つても、相違がある。同じく上海租界でも、佛蘭西の單獨に管理する佛租界と日英米の共同管理になる共同租界は種々の點に於て異り、等しく專管租界たる天津各租界のうち、英租界は他を壓する一大勢力を成してゐる。日本の租界も周知の如く此處にあるが、若し日本租界が他を壓して一大勢力を誇つてゐたら、今日の天津租界問題は起らなかつたらう。更に、各租界はその開設された時期を異にする。上海は、共同租界が一八四三年佛租界が一八四九年で最も早く、天津・廣東は之に次いで一八六一年であり、漢口は、英租界は天津と同じく佛租界は一八八六年日本租界は一八九八年に開設され、鼓浪嶼の共同租界は一九〇二年に始めて支那側に認められてゐる。(China Year Book 1925, p. 917-8)。上海と天津では約二十年の開きがあり、更に鼓浪嶼と天津では約四十年の差がある。假りに他の條件が等しいとしても、發展の爲に與へられた年月が斯くの如く異なる以上、その現状も異らざるを得ない。右の外、租界として當初設定せられた地域にも廣狹のあることは云ふ迄もない。

以上の如く、環境、開設の時期、管理國等の關係から、一口に租界と總稱されてゐる内容に付いては、種々の差を認め得る。その差の綜合的表現として姑く人口數(事變前)を取上げると、上海租界は共同租界が百十五萬九千餘人、佛租界が四十九萬七千餘人で合計百六十五萬七千人で最大を示し、天津の總計十六萬人に次ぎ、鼓浪嶼は四萬人、漢口は一萬八千人、廣東は二千人である。(C. Y. B. 1936, p. 381-3, p. 450)

上海殊にその共同租界が斷然他を壓倒して優越してゐることは、是に依つてもよく窺はれる。租界の研究は上海租界のみを以てしては充分と言ひ得ぬかも知れぬが、上海租界を除いては大した意義がないことは、右に依つても明らか

かである。以下、租界を主としつゝ考察を進める。

租界發生の事情

借て、租界は如何なる必要に基き如何なる事情の下に如何なる條件を與へられて創設せられたものであらうか。最初に設けられた上海共同租界に付いてみるに、創設の年は前述の如く一八四三年であるが、是は南京條約の締結された翌年に當る。同條約に依つて列國の對支通商が正式に認められると共に、通商港に於て外人の爲に家屋建築を目的とする土地の賃借權に基いて云はゞ列國の通商基地として設定されたのである。即ち、外人の通商居住の爲、通商港に於て一定の地域が劃されその土地の外人に對する永久賃貸が認められた。その實際の交渉は、その地の住民の意向に従つて考慮し之を決定すると云ふ南京條約の規定に基いて、英國領事と清朝の地方長官たる道臺との間に行はれた。(Report of the Hon. Mr. Justice Feetham, C. M. G. to the Shanghai Municipal Council, Volume I, p. 26)。當時の思想として土地は清朝に歸屬すとされたから、その所有權を外人に引渡すことは認められなかつた。

認められたのは賃借權である。これに二種類ある。一は、外人が一定地域内に於て支那の土地所有等より個別的に之を得る場合であり、他は、外國が包括的に一定地域を支那政府より租借して之を自國人に賃貸する場合である。租界 (Settlement) と云ふ語は、嚴密には前の場合にのみ用ひらるべきである。外國から云へば、後の場合が便利であるが、地方當局が之を拒絶した場合に前の場合が生じたのである。上海の租界は、その例である。廣東・漢口・天津は前者の例に屬する。従つて此等は租界といふよりは、租借地 (Concession) である(前掲、「フキータム報告書」第一卷二七頁)。併し、俗には、兩者を混同して一口に租界と呼んでゐる。外國の通商上の足場を築く目的の下に、外國商社外人住宅

租界の經濟的發展とその意義

建築の爲特に實質上の外人土地所有權が認められた地域である點に於ては、大差ないからであらう。

地域が劃定されてもその地域内の土地利用が完全に行はれ得なければ、甚だ不都合な結果になることは言ふ迄もない。殊に、外人に依つて包括的でなく個別的に土地賃借が行はれる場合、即ち嚴密な意義の租界に於ては、支那人の地主の残つてゐる者が多い譯だから、その心配が強い。例へば、道路の開設に當つて、彼等が土地の賣却（嚴密には永久賃貸）に應じなければ、計畫の實現が不可能になる。又、開設された道路を維持する費用に付いて、之を悉く外人が負擔することは容易でないのみならず、支那人も一般にその利益に均霑し得るから不公平でもある。かゝる問題に對して何等の處置も執られぬとすれば、租界地域は實用價値を有し得ない。そこで、土地の賣買が認められる以上、公共的施設の爲にする土地の強制買上げ、道路等の維持に宛てられる課税を認められなければならない。勿論、此等の事業を遂行する特別な行政機關の設立も必要になる。さう云ふ譯で、道臺と領事の間に行はれた交渉にも、此等の問題が取上げられ、その結果が成文化して今日の所謂土地章程 (Land Regulations) になつてゐるのである。單に、土地の賃貸方法、その認められる地域のみならず、課税方法、特別行政機關、その權能等に關する協定が結ばれたのである。土地章程が今日租界の憲法視されてゐる所以もこゝにある。斯くの如き廣汎な原則が決定されたのは、右の如き理由に依るが、一つには、阿片戰爭前の廣東に於ける公行獨占貿易が再び新通商港に擡頭して外人家族の居住や支那人との取引に付いて支那人及官憲の壓迫を受ける危険が多かつたのを防止せんとする意圖にも因ると云はれらるゝ。(G. Ianning - S. Conling: The History of Shanghai, p. 278)。

上海に關してかゝる土地章程が成立したのは今より凡そ百年前の一八四五年である。その後同章程は數回修正を受

けたが、大體の骨子は今も百年前と大差ない。元來一般基本法と意識されて立案されたものではなく、當時の必要を充たす云はゞ便宜的の原則決定であつたから、具體的問題に觸れると疑問を生ずる場合多いのみならず、百年近くの長年月の間には當初豫想されなかつた新事態が種々發生してゐる。その結果、解釋上の問題、協定不備の問題、時代に添はぬといふ問題等が惹起して、屢々物議の種になつて來た。

土地章程で定められた地域は、當時の上海城の郊外で、棉花畑と百姓小屋以外には、幕の土慢頭があるのみだつたが、河岸には數多の傳馬船や外國船が帆柱を林立させて、西歐の製造品の荷卸し、生糸・茶の如き支那産品の荷揚げ等が活潑に行はれて、今日の繁榮を豫言する如くだつたと云ふ。(前出「フキータム報告書」二五頁)。併し、當時西歐より輸入された商品は、綿布よりも依然として阿片が多かつたことは記録に明らかである(前出「上海史」四〇〇—一頁)。

右は、上海租界發生の事情であるか、他の租界も、略々同様の方式で、外國の對支通商の足場として、南京條約・天津條約等に基いて當時の清朝の地方長官相手に設定されたのである。

租界の經濟的發展 右の如くして各地に發生した租界は概ね今日繁榮を誇つてゐる。それは租界内の建築物を一瞥したのみでも看取し得る。壯大堅固を西歐建築物が多く美しい商店街が少くない。上海の如きは、歐米の大都市に伍しても遜色を示さぬとされてゐる。併し、總べての租界が一樣に繁榮したのではない。その所在地の環境から云へば、一般に、内地の租界は、海岸地帯のそれに比して、發達が遅れてゐる。中には、實質上消滅したのもある。抗州の日本租界の如き、全く同市から忘れ去られてゐる状態である。英國が漢口租界を放棄して了つたのも、種々理由があら

うが、一つには上海・天津の如く發達してゐなかつた爲であらう。廣東の租界俗稱沙面の如きは、外觀上、小公園内に建物が密集してゐる程度が到底上海租界の脚下にも及ばぬ。是は主としては香港島が英領になつてからこれに繁榮を奪はれた爲であらうが、一つには排外意識の強い地方にある爲であらう。

此の際、同じ場所の租界でも、それを管理する國の異なるに従つて發展を異にしてゐることは注意に値する。一般に云つて、英國の支配管理する租界が最もよく發展し、之に次いで佛國の租界である。日本の租界も發展はしてゐるが、到底英佛に及ばない。例へば、天津の租界でも、之をその財政に窺つてみるに、英租界が收入二百五十萬弗で第一位を占め、佛租界は百四十萬弗で大分英租界より少く、日本租界は百四萬弗である（但し英佛は一九三五年度、日は一九三六年度。Y. B. 1936, p. 382）。廣東の沙面には英佛のみが租界を有するが、英租界の收入は佛租界の二倍以上に達してゐる。上海は今日、佛租界と外國租界に二分され、外國租界は所謂共同租界で形式上英米日の共同管理を受けてゐるが、實質上蘇州河の北側所謂虹口方面は日本租界であり、南側は英租界である。何れが一層繁榮してゐるかは、此の河の兩側を訪れる旅人の慌しい眼にも明瞭である。河の南側の高層建築物の聳立してゐるのに對し、北側には殆どそれらしきものもない状態である。又、同じ河の南側でも、佛租界は共同租界の殷賑に及ばない。支那に最も近接してゐる日本の租界が遠い歐洲の英佛のそれに壓倒されてゐることは、奇異な現象の如くではあるが、徳川の鎖國時代、既に彼等が東洋にまで進出してゐたことを想へば、不思議もない。又、英租界の最も發展してゐるのも、此の國が早くより世界の通商に覇を唱へ、多くの資本と人材を以て東洋にも臨んでゐた自然の結果であらう。

右の如く、租界の發展と一口に云つても、その内容と規模は各地各國藉に依つて異なるが、概して、何れの租界も發

展して來た事は、先述の如く、その近代都市としての外觀に窺ひ得るのである。殊に、最も繁榮を誇つて來たものは、上海の租界であつて、政治的にも社會的にも亦經濟的にも、支那に在つて最大の中心地を形成してゐることは、夙に常識となつてゐる程である。例へば、政變の度毎に要人の逃込むのは上海租界であり、こゝには支那の重要な政客の邸宅が構へられてゐるし、又、新聞等にしても、最も優秀なものも多く此處にある。銀行商社に付いても同様である。そして、上海に次いで繁榮を誇つてゐるものは、北支に於ける政治・社會・經濟の中心地になつてゐる天津租界である。

かゝる發展の原因及條件は那邊に求められるであらうか。

廣大なる領土を擁し乍ら、經濟・政治・社會の中心を眇たる租界に奪はれたことは、支那の覺醒が晚くいつまでも内亂を繰返してゐた爲であることは、誰人も之を否定し得ない。外人も安心して雜居し得る如き治安状態、行政司法状態になつてゐたならば、又、早くさうなり得たならば、租界は出來ても繁榮せずに歴史の遺物となつてゐたに相違ない。租界發展の原因は一應かゝる背景に求められなければならぬ。併し、租界自體が上述の諸題に於て優れてゐなかつたならば、決してかゝる發展を誇り得なかつたらう。従つて、如何にして支那領土にあり乍ら租界に於ける治安の維持・生命財産の保護が達せられたかを考究する必要がある。その爲には、租界の憲法と云はれる土地章程の此等諸點に關する規定を先づ窺ふべきである。

上海の共同租界に關する最初の同章程第九條は、租界統治の爲に參事會を領事が任命し、該參事會は、棧橋・橋梁の建設、街路照明・排水の管理、監視人の雇傭等を行ひ、これに必要な經費を徵達する爲地租及通過税を賦課し得る

租界の經濟的發展とその意義

事、を規定してゐる。但し、此の租界財政に關しては、地主が會議を開いて決定することになつてゐる。その後、右の規定に修正増補が加へられて一八六九年の規定即ち現行章程に於ては參事會は選舉に依つて構成され、公共事業の經營、債券の發行、警察權の行使等も認められるに至り、今日の自治團體以上の權能を有し、宛然自由都市の如き形を示してゐる。尙、參事會は、九人以下五人以上の人員より構成され、彼等は土地所有外人に依つて指命或は選舉される。但し、選舉權は、地價五百兩以上の土地所有者にして土地或は家屋又は兩者を併せた納稅年額が十兩以上を超えるか、又は五百兩以上の評定家賃に對して納稅する家主に限られ、被選舉人の指令權は右の選舉權を有する者二名以上に與へられ、且、被選舉權は五十兩以上の稅金を毎年支拂ふ者或は一千二百兩以上の評定家賃を支拂ふ戸主のみ認められてゐる。(註、〇・七一五兩が今の上海一弗に當る)。選舉人・被選舉人共に法人たると個人たるとを問はぬ。(同章程、第十條)。

右の如く選舉權被選舉權が長い間外人のみに與へられて支那人に認められなかつたことは、人をして奇異の感を抱かしめるかも知れぬが、租界創設の理由が先述の如く外人居住地の設定にあつたのだから、當時としては支那人が漸次に土地を讓つて出て行くことを豫想してゐたらうと思はれる。従つて、少しも異とするに當らぬ譯である。併し、租界内に殘留する支那人に對して、租界當局が如何なる範圍に於て支配力を及ぼし得るかは、別に考慮すべき重要な問題である。支那官憲の權力が彼等に對して自由に及ぶとすれば、折角右の如く章程で定められたことも事實上意義を喪ふ。此の問題に關して章程は明文を缺いてゐた爲、屢々紛争を生んだが、交渉の結果、一應次の如く解決せられた。即ち、支那人は同時に支那人及び外人に關する司法は、外國領事の任命する者と道臺の任命する者との合同審議

を以て租界内の公開裁判に依つて處理する。但し、支那人のみに關するものと雖も外國人の傍聽を許す。又租界内の警察權は領事館警察を除いては工部局が専ら實行する。支那側警察は事前に工部局警察に通知し、該警察官に依るか或はその援助の下にのみ、租界内に於て行動し得る。課税に付いては、關稅及地租を除く外、支那側の徵收を認めない（その後統稅の徵收が追加承認されてゐる）。支那側の法律命令に付いては、外國領事の署名を経て工部局が租界内に公布する。（前出、「フキータム報告書」第一卷、九九—一〇頁。尙、此等の租界法關係に付いては、詳しくは右報告書並びに畏友、植田捷雄氏著「支那租界論」を参照されたい）。

是に依つて、當時殊に甚しかつた支那官憲の專制紊亂の弊害が制限を受けて租界から除去され、租界の外人管理を容易ならしめたのみならず、租界内の支那人の生命財産を少からず保護したことは云ふ迄もない。賄賂に依る不法裁判、專横に依る逮捕掠奪、厘金その他の不法課稅等の災難から支那民衆を救つたのである。租界内に於て生命財産の安全が達せられたのも、右の如く外國領事は領事團及び租界當局の下に支那官憲の權限が制肘を受けた爲である。

租界が經濟的に發展し支那の中心地になつたのも、茲に、その理由を求め得るが、尙、此の點に關し看過し得ない事情は、土地章程の本來の主對象たる土地の所有權及び之が移轉に關する規定の實施である。支那の土地所有權に關する慣習は地方に依つて異なる如くであるが、上海近邊に於ては、主として方單フアンタンに依つて所有權が代表されてゐる。方單は、或る地域の所有面積を示す證文で、これには圖形、境界の如きものは別に明記されず、所有者名と参照番號のみが記されるに過ぎず、土地の所有分割と共に切斷されこともある。所有權移轉に際しては、地方當局の委任する「地保」の認證を要する定めであるが、地保は土地所有等に限られてゐるものゝ、その責務重大な爲、資産家は之が委任を避

け却て無頼の徒の委任されるものが少くなかつたと云ふ。法制の完備せず司法制度の確立してゐない支那であるから、斯くの如き方單を手段として地保を通じて行はれる土地所有權の保持及移轉は偽造、贈賄、沒收等の危険があつて甚だ不安たるを免れぬ（「上海地產大全」六一—三頁）。そこで、支那人から外人が土地を購入するに際しては、次の如く外國領事を通じて行はれることに、土地章程で定められたのである。先づ、その取引を自國の領事代表に報告し、賣買證文・境界圖を添へて、その方單を提出せしめる。此等の書類は、領事代表を経て支那の土地に送達され検査を受ける。支那の土地關係者は此の方單に基き一定の日に現場で立會ひ、一般の利害關係者及地保等の間に土地の境界の認定或は言分の決裁が行はれると、之が租界工部局内の土地局に報告され、同局は之に基いて土地の圖面を作成して領事代表に送達し、後者は之を買手たる自國人に示して承認せしむる。これが土地局に返送されると、改めて同局で土地證券の寫し二通を作成して領事代表に送達する。うち一通は領事館に保管登録され他の一通は買手に與へられる。爾後の移轉が、右の土地證券及領事館の土地臺帳を通じて行はれることは云ふ迄もない（「フキータム報告書」、第一卷、三二七—八頁）。是が、土地章程の定めた土地登記制度である。同制度に於て、土地證券は、所有地の面積・位置・境界を明瞭にしてゐるのみならず、偽造される危険もなく、移轉は極めて簡便で地保の受賄を案ずる必要もない。加之、萬一不法課税或は干渉を受くる危険ある場合には、領事及外交上の支持を求め得る。又、土地の強制買上げが行はれる場合にも土地章程に基き一定の手續を経て既定の補償を受けるから、不法なる沒收又は不當なる買上げを蒙る危険がない。斯くて、土地所有權の保持及移轉が自由安全になる結果、擔保物件としても大なる價値を有するに至る。

當初は外人の土地所有權を確保する爲に創設された此の制度は、その効用の右の如く大なる爲に、支那人の土地所

有者に依つて利用せられるに至り、外人の名義を借り此を受託人にして、支那の土地證券を領事館の登記を経た土地證券に換へる者續出し、それも初めは租界内に限られてゐたのが、やがては、租界外の近接地域にも及び、多くの支那人所有地が此の制度の下に、後述の如き租界人口膨脹に因る地價騰貴に促進されつゝ、支那資産家及銀行の投資對象として重要不可缺の物件になつた。加之、擔保物件としても重要な任務を果たし、一般商工業の發展を大いに助けた。併し、その反面、土地の安全値上りを利用して、投機賣買が行はれるのみならず、これから買はうと土地を引當てに高利で金融を與へるものも出て、空賣買さへ旺盛になり、正常の金融に壓迫を加へることもないではなかつた。

(「上海地産大全」七五―七頁)。尙、擔保物件としての土地に付いて殊に注目し値するは、支那人と外國商社との間に立つて支那商人の契約實行に對する責任等を引受けて外國人の爲に商取引の安全促進を圖つて來た所謂買辦の外國商社に對する保證擔保が多く此の種の土地證券を以て成されてゐる事實である。買辦制度がなかつたならば外國商社は今日見る如き活躍を期し難かつたであらうが、同制度の基礎をなすものは實に此の土地登記制度であつた(「フキータム報告書」、三〇八―三三〇頁)。又事實上、種々な理由殊に奥地の不安から、現銀は上海租界に逐年流入して一九二九年以後全國在銀の大半が此處に集中したと云はれてゐるが、此等の資金の運用方面を銀行の貸付に付いてみるに、共同租界の土地擔保が全體の約半分を占め、租界内倉庫に保管された貨物擔保が之に次いで全體の約四割、殘餘が有價證券擔保である(一九三〇年の調査、「フキータム報告書」、三一六頁)。支那銀行資本の發展が本國政府の公債投資と共に右の如き土地擔保の貸付に因ることは、支那經濟研究家の常識であるが、その土地の大部分が租界の領事登記を受けたものであることを注意する必要がある。單に外人の財産を保全したのみならず、支那人の資本を租界に流入せしめた

點に於て、租界の經濟的發展の礎石の一つは實にその土地登記制度にあつたと云ふも過言ではない。

一般に、各租界内の生命財産が充分に保護される結果、土地の賣買家屋の建築及び賣買・倉庫・銀行の設置等が租界内に集中してゐることは各租界に付いて認め得る事實である。そこに投下される資本は必ずしも外國資本に限らることなく、支那資本も巨額に達することは既に述べた如くである。斯くて、支那の南北に互つて租界は外國の通商基地として發展すると同時に、支那商業の中心地になつたのである。殊に上海は揚子江といふ一大交通網を持つ廣大なる市場を奥地に控へ、海岸地帯の開港地及外國との往來に對しても便利な地位にある爲、著しく發展して、西歐の産業革命の影響を受けてからは、日清戰役後日本が下關係約に依つて在支企業權を獲得するや、最惠國約款の下に、英國を始め各國が工業を此處に企てた。殊に支那の關稅自主權恢復以來、在支企業の採算が一層有利になつた爲、租界及之に近接する地域内に外の工業が勃興し、上海の如きは、量から云つても質から見ても、立派に支那の工業中心地になつたのである。

尙、租界に於ける生命財産の保護が支那の領土上にあり乍ら達成せられた所に、特に意義の認められることは、治安に付いては上海に劣らぬ香港を觀れば、よく理解せられる。此處は英領である爲、關稅障壁外に立ち、工業は造船業を除けば若干の加工業があるのみで、商業も屢々關稅に妨げられて發展を阻害されてゐる。加之、貨幣制度も異なる爲に、爲替の點に於て、屢々不利を蒙つてゐる。

租界に於ける生命財産の保全に次いで、租界當局が道路・港灣・埠頭・水道等の公共施設及びその改善に意を注ぎ、電力瓦斯等の動力が豊富に供給されて、商工業の發展がこれに依つて促進せられたことも注意する必要がある。例へ

ば支那の主要工業たる紡績業に付いて觀ても、租界とその近邊にある工場と内地の工場との生産費を比較するに最も大なる差は動力費に現はれてゐる（王子健、王鎮中著「七省華商紗廠調查報告」二二〇—二二二頁）。

租界が内亂時代の支那に於ける治安の維持された孤島として存続し得たのは如何なる事情に因るか。古くは太平天國・義和團の亂、近くは國民黨革命軍北伐の際に租界の運命は非常なる脅威に曝らされ、漢口の英租界の如きは北伐の際排英運動に抗し兼ねて遂に放棄され消滅の運命に遭つた。内亂に際して租界及其の周圍を支那軍隊から守護したものは、租界内の治安維持に當つた警察力ではなく、租界在住の外人より成る義勇軍及び列強の陸海軍である。如何に租界の行政が能率的であつても、又如何に租界内に於て生命財産が保護されても、租界外から加はる軍事行動の壓迫に抵抗する實力を缺いたならば、租界自體の存続は困難であり、今日の如く政治經濟の中心地たり得なかつた筈である。租界を發展せしめた原因は租界外の治安紊亂に對照する租界内の治安維持に求め得るが、その發展を可能ならしめた根本條件の一つに英佛米等の軍事的保護を數へざるを得ない。

斯く租界自體が陸海軍に依つて守護され租界内が如何に平和を樂しみ得ても、何分限られた地域である故、そこに住み得る人口、なし得る生産にも限度がある。租界が封鎖された一小國に止まつたならば今日の如き發展をなし得なかつたことは明らかである。なし得たのは、租界が通商基地として利用され、外に於ては、世界市場、内に於ては四億の民を擁する國民市場と常に取引した結果である。支那全土の産物が外國に輸出せられるにも又外國の製品が支那内地に輸入せられるにも、主として租界を通じたことが今日の繁榮を齎してゐるのである。租界及其の近接地域にある工業に付いても、商業と同様に、租界内外の住民の消費のみならず遠く奥地の住民の需要を頼み得たからこそ、大規

模な近代紡績の如きも生成したのである。原料特産品が内地から租界に仕入れられ製品輸入品が租界より内地に賣捌かれ得たのは抑々如何なる事情に因るか。政治的にも軍事的にも近代的治安の確立してゐなかつた奥地との間に如何にして貨物の集散が行はれたかは、當然提出されなければならぬ疑問であり、そして又、最早租界自體の治安を以てしては解釋し得ぬ問題である。此の問題に關して注意すべき事實は、海岸及び奥地に於ける通商港の存在とそれ等と租界との交通である。奥地の物産は、多く、各地にある通商港に集められ、その倉庫に集積されてから、主として海岸及河川を利用して、外國船に依つて、租界に運ばれてゐる。外國品及租界製品の奥地への賣捌きも同様に外國船に依つて通商港を通じて行はれてゐる。此等の通商港は、租界のある通商港と共に、外國人が通商の權利を支那政府から與へられ、租界に本店或は大支店を置く外國商社の支店或は代理店の設けられてゐる港である。そこに働く外人の生命財産が治外法權に依つて支那官憲からの壓迫を免れてゐることは云ふ迄もないが、その保護は、條約上は兎に角事實上慣行上自由に行動してゐる外國の軍艦軍隊に依つて、確保されてゐることを看過してはならぬ。かゝる通商港と租界との交通は、鐵道の發達しない此の國に於て重要な通路となつてゐる揚子江・珠江・海河の如き國內河川を外國商船及軍艦が恰も自國內の如く自由に航し得る權利に依つて、頻繁且安全に行はれてゐる。併し、かゝる條約及慣行上の根據に基いて租界と奥地との自由取引が許されても、支那人が租界との取引を全く拒絶するならば、奥地との流通は事實上不可能に歸する。ボイコット運動は之を明白に立證してゐる。支那人の意識的或は無意識的協力を併せ考へざるを得ぬ所以である。此の協力の理由の一つは租界内の安全であり、一つは通商の利益であると思ふ。内亂毎に安全を求め財産を携へて租界に避難する支那人は増加し、當初外人の營業居住に指定された租界には今や九割以上

の支那人が居住し營業してゐる。約百年前上海租界の創設された當初の支那人の數は云ふに足らなかつたが、太平天國の亂が勃發して以來、多數の支那人が流れ込み、勃發の一八五五年に既に二萬人、亂の鎮定された十年後には、九萬人に達した。當時の外人は僅かに二千三百人足らずである。その後、約七十年の間に外人數は三萬六千に増加したが、支那人は實に百萬に近くなつた。これと同時に租界の地域も膨脹し、當初の一五〇エーカーより五十年後には五、五八四エーカーに達した。佛租界を除いた數字で既にこれ丈である（「フキータム、報告書」第一卷三一—五頁）。加之、租界外に外國工場・住宅が建築され、道路に依つて租界と結付けられ、租界當局の權限は支那官憲の暗黙の承認の下に此等の租界外道路及その兩側に及ぶに至り、所謂越界道路（Extension Road）の膨脹となつた。斯くて租界が支那の主たる居住地域と化した爲に、専ら外人の居住地域たることを想定して結ばれた土地章程の實施は種々の矛盾を生み紛争を惹起するに至つた次第である。第二の理由たる通商の利益に付いては、一般民衆は之を強く意識しなかつたと思ふが、自國人と外人の間に仲介の勞を執つて取引の一定歩合を收入として約束された買辦は之を最も強く意識して最もよく外商に協力した者であらう。奥地の買付け、奥地への賣捌きに買辦の協力がなかつたならば、條約上の權利が如何に大きく與へられてゐても、深く支那市場を開拓するに至らなかつたらう。今日に於てこそ往年の勢力を失つては居れ、外人の支那に於ける通商を補助し租界の繁榮を招いた點に於て、買辦の協力の與つて力あることは明白である。又、珍奇な或は便利な外國品を歓迎して日常生活に西歐の趣味様式を漸次に採用するに至つた事實は、支那民衆の無意識的協力を意味する。今までなかつた煙草が愛好され、化粧品が愛用され、毛織物が歓迎され、汽車汽船自動車の便利が知られて、西歐の商品に對する需要が増加して來たことは、外國の通商を旺盛ならしめ、投資を誘致

したのであつて、是に依つて租界も日々に成長發展した。その結果、往昔の自給自足經濟は破れて支那の列國經濟に對する依存關係が發生しその度合が深まつて、租界の支那經濟に占むる支配地位が築かれ強められたのである。

租界内の平和、租界自體の安全、租界と支那内地との流通、此等の事情が租界發展の重要條件をなすことは以上述べ來つた如くであるが、他にもう一つ看過し得ない條件がある。それは、租界を中心として營まれた先進國の技術と經營の優秀性である。殊に長年月に亘る海外發展に商才政才を磨き又最も早く産業革命を経て新技術を經濟生活に採用した英國の活動を注意する必要がある。各國の租界を壓倒して英國の租界或は英國の租界或は英國の主勢力を有する租界が繁榮を誇つてゐる事實を人々に解釋するものは、今まで述べて來た一般的諸事情ではない。租界を住みよくし租界を政治經濟の中心地たらしめた一つの重要な事情は、悪く云へば英國の老獪であるが、よく云へば、英國官民の遠慮と努力である。是が又正に今日租界問題で英國が矢面に立たなければならぬ理由にもなつてゐるのである。

租界發展の支那經濟に對する意義 租界の發生と發展に關する事情の概説は右の如くであるが、斯くして發展した租界が支那經濟に對して又今次事變に際して有する意義如何に關して若干述べてみる。

租界の存在並びに發展が支那經濟の成長を歪めて來たと云ふことは屢々強調される所である。列國の帝國主義的進出が租界を足場にして深く奥地に及ぶ支那經濟の國民經濟への成育を妨げ之を半植民地化したと云ふ大雜把な説論は、操觚者流の好んで筆にする所である。又、奥地の資金が租界に流入して外國銀行の預金になり爲に民族資本が却つて外國の自國への侵略に外國に依つて利用されたこと、のみならず關稅増稅の收入が外國管理を受け租界内の外國銀行

に無利子で預金された結果自國の財政收入までが同様に逆用されたこと、此等の銀行殊に香港上海銀行が幣制改革前現銀の輸出入を巧妙に行つて爲替を操縦し通商の利益を不當に大ならしめ且支那銀行及錢莊に對して宛然中央銀行の如き權能を揮ひ延いては國內金融を牛耳つたこと、又更に、租界を中心として營まれた外國商社が治外法權の庇護の下に阿片或は武器彈藥等の不正輸入を企て支那民族の健全と奥地の治安を紊亂せしめたこと、關稅自主權恢復後は此處を中心に外國資本は工業を興し民族工業を壓迫したこと等は、支那の現代經濟學者の屢々嘆じてゐる所である。

姑く是を外國資本と民族資本との利率に付いて平靜に考ふるに、租界内外國商社及工場が租界内自國銀行より融通される資金の利率が、假令母國に於ける利率より高きにせよ、尙、資本の蓄積少き支那側銀行及び錢莊より土着の商社工場の仰ぎ得る資本利率に比して低い事實は、他の條件にして等しくともそのみで、租界内の外國商工業の優越を意味する。況や、經營者の合理的精神、技術の進歩、設備の嶄新等に於て著しい優劣の差があるに於ては、自由競争下の民族商工業の敗退は當然の歸結である。結局、彼等の活路は、一步退いて優越する外國企業に支配されつゝこれに附隨して行くのみである。外國品を扱ふ商店百貨店が繁榮し、外國領事の登記を経た土地に對する金融が活潑を極め、下請け乃至補足的小工場が多い所以である。支那の青年學徒が自國の經濟を買辦經濟と呼ぶのも強ち青年の民族意識の強烈のみを語るものではない。現に、買辦の或る者達は自ら資本家として相當大規模な商工業を營み乍ら、尙依然として外國商社の買辦を罷めてゐないと云ふ。(山上金男氏「淋江財閥論」四五頁)。上海を中心とする所謂浙江財閥もかゝる買辦や、租界の安全を頼つて租界内の外支銀行に巨額の預金をしてゐる官僚の資本群である以上、將來は兎に角、從來支那民族經濟の發展に進取の氣象を見せなかつたのも自然である。

併し、租界の發展が在支外國企業の優越を持來してゐることは、必ずしもそれが支那經濟の資産勘定に何ものをも加へなかつたといふ意味にはならぬ。事實、租界發展を自國經濟にとつて全く有害なものに考へてゐる支那青年學徒の好んで用ふる買辦資本といふ語自體が是を立證する。支那民族資本の一大構成分子は、租界を中心に營まれた外國商社に働いた買辦の蓄積に成るものであり、明らかに租界經濟發展の賜物である。一般に考察しても、内亂の頻繁を極めた支那に於ける財産の保全は事實上に租界の存在に負ひ、相次ぐ戰禍に物の側の經濟が破滅に至らずに曲りなりにも今日まで維持されて來てゐるのも、原料製品等が租界内の倉庫に保全され工場建物の如き固定設備が租界或はその隣接地域に構へられて保護された結果である（此の點に付いては既に「現代支那講座」第三講、拙稿「現代支那財政概説」七〇頁に於いて觸れる所があつた）。又、貨幣の側の經濟に於ても、法幣の前身たる銀行券が現銀に代る信用を次第に博し得たについて、その兌換準備たる現銀が主として天津・上海等の租界内の銀行金庫に保管されてゐたことを看過してはならぬ。此の點に關する手近な例證を人々は、今次の事變で端なくも世間の耳目を惹いた天津の在銀問題に見るであらう。又、曾て民國五年に帝位を夢みた袁世凱が内亂の勃發に慌て、銀行券の兌換停止命令を出したとき、上海の中國銀行は既に之に先ちこの事あるを豫知して民間株主相集り擬議の上同行の資産負債を外國辯護士に引渡して一切を委任管理せしめると同時に、上海支店發行紙幣の兌換準備金を保管せしめてこれが兌換に應ぜしめ又滿期預金の引出兌換をも認めたのである（張家驥「中華幣制史」一五八—一九頁）。是は長く中國銀行及びその銀行券の信用を維持すると共に、延いては支那銀行及その銀行券の信用確立に貢獻する所尠くなかつた（此の點も、曾て「支那研究」第四〇號、拙稿「支那に於ける紙幣と幣制改革」に於て觸れた）。

又、租界内に外國商工業が繁榮したことは、之に接した支那が自國の領土上に外國の先進振りを學び得る機會を有した譯であつて、支那の新式銀行百貨店・近代工業等はかゝる事情に依つて豫想外に早く發展するに至つたとも考へ得る。

租界の存在及發展の支那經濟に對する作用は右の如く資産負債の兩勘定に之を認め得るから、兩者を對照してみなければ、支那經濟に對する損益の決算は明らかならしめ得ぬ。此の決算は勿論困難な仕事である。茲では唯支那が租界の存在と發展に依つて狭い乍ら又外國資本の壓迫に歪められた形態に於てはあつたが資本の安全な逃避先及有利な活動領域を有し得た事實は私有財産の安全及取引の自由を保護することを職能とする近代國家秩序の確立に對する民族資本の關心を甚しく減殺し延いては廣大な内地に發展すべかりし支那經濟を委縮せしめたのであるまいかと云ふ推論を下すに止めて事變下の租界經濟の意義に關する考察に進みたい。

事變下における租界經濟の意義 事變の進行と共に、租界が益々列國の抗日政權の根據地となつたことは周知の如くであるが、何故斯くなつたかに付いて、或は日本内地の一部に充分の理解を持つてゐない者があるのではなからうか。租界の住民の大部分が支那人であり、支那側の主要金融機關及商工業がこゝに偏在してゐることは先に述べたが、抗日財政を賄ふ爲のみにも、此の租界の經濟力の無視し得ないことは云ふ迄もない。抗日政權の戰時發行公債は、占領地域に圍繞された租界内の富を狙つて行はれたものとさへ考へ得る。

租界を管理する列國としては此の支那側の利害に反抗する爲には、餘程の利益が期待されなければならぬ。所が現

在はかゝる期待が無いのみならず、例へば航行權に基いて外國商航の自由に往來してゐた揚子江の如き大交通網は閉塞され、海岸の主要開港地は悉く封鎖されて、租界を基地とする經濟活動を促進した諸條件が停止してゐる上に、占領地區に於ては日本側が種々の國策統制會社を設立して此の方面にも容易に新市場を求め得ない状態である。従つて、日本の財政經濟力に早晚行詰りが來るに相違ないといふ勝手な豫想を立てゝゐた英佛は、飽くまで弱味を見せず支那を援助しつゝ、又、日本の最大の顧客たる米國に對してその年來の主張たる門戶開放の危機に迫つてゐる如く宣傳して之を誘ひ、逆境を切抜けようと考へたようである。かくて租界を根據とする對支援助、租界の存立固守はなされて來た。尙、是に關聯して、列國の金融資本の關心を注意する必要がある。假令外國租界が撤廢されても新秩序に依つて外國の通商が不可能になる譯ではなく、滿洲國の如き、建設前より、その後の方が通商額は増加してゐるのである。併し、彼等の要するものは通商のみならず、直接資本投下である。その投下資本に必要な政治的保護を彼等は新政權よりも重慶政權に期待するのである。

英國の法幣援助が租界内の銀行を通じて行はれたのも、その因つて來る事情は右の如く廣く且深いと惟ふ。

偕て、事變下の租界經濟の意義に付いても、若し之を政策的に云々するのでなく冷靜に理解せんとするならば、盾の兩面を見る必要がある。所謂法幣援助にしても、國民政府の資金並びに爲替の管理に對してまで協力を與へてゐない。租界に於ける外國銀行に對する支那人の預金、或はその外國銀行を通ずる外貨逃避は大量に行はれ、國民政府の戰時財政經濟政策は著しくその効果を殺がれたことは明白なる事實である。法幣の公定相場は依然として對英一志二片半であるが、誰も之を法幣の相場と思ふ者なく今日では四、五片がその相場と考へられてゐる。それ程強い勢力を

持った闇相場が建つてゐるのも、一つには、租界の爲替取引が統制外に置かれてゐる爲である。北支の新政權が天津英佛租界内の聯銀券の闇相場を氣にしてゐる以上に、重慶政權は上海租界内の闇相場を氣にしてゐるか何うかは別問題として、闇相場の出現が租界經濟を通じてゐることは、北支も中支も變りがない。

又、重慶政府が所謂西南諸省の戰時開發に大重なとき、民族資金が或は外國銀行に預金され、租界内の消費財工業又は奢侈品の輸入に用ひられてその資金統制を困難ならしめてゐることも、事變下の租界經濟が重慶政權に對して有する意義の重大なる一面である。

更に、法幣の對外價値の長く安定してゐたことが、必ずしも重慶政權の抗戰力を強めたと考へられぬことは、中支の日本側に依る法幣利用を思へば、容易に理解される。そして、かゝる利用を可能ならしめてゐるものが、租界の經濟であることは、縷説を要しない。窮屈な、戦時の外貨資金獲得及び物資の調達に租界の經濟が少しも日本側に寄與してゐないとは誰も言切れぬ。過般の法幣暴落は日本側の利用を挫折せしめる爲に重慶政權が英國と相談の上故意に爲替の安定を中止した結果であると云ふ意見の強いのも、この點に關聯してゐるであらう。

要するに、租界に對する主觀的評價を下す前に、人々はその發生及び發展に關する客觀的知識に達する必要があると惟ふ。